

専決処分の承認について（平成27年度藤沢市一般会計補正予算（第3号））

地方自治法第179条第1項の規定により，次のとおり専決処分したので，同条第3項の規定により，これを報告し，その承認を求める。

2015年（平成27年）9月1日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により，平成27年度藤沢市一般会計補正予算（第3号）を次のとおり専決処分する。

2015年（平成27年）7月21日

藤沢市長

鈴木 恒 夫

平成27年度藤沢市一般会計補正予算（第3号）

平成27年度藤沢市一般会計補正予算（第3号）は，次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ277,433千円を追加し，歳入歳出それぞれ137,147,364千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は，「第1表歳入歳出予算補正」による。

## 参 考

### 地方自治法 抜粋

- 第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき，第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき，普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき，又は議会において議決すべき事件を議決しないときは，当該普通地方公共団体の長は，その議決すべき事件を処分することができる。ただし，第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意については，この限りでない。
- 3 前2項の規定による処置については，普通地方公共団体の長は，次の会議においてこれを議会に報告し，その承認を求めなければならない。

第1表

## 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰越金		3,732,320	277,433	4,009,753
	1 繰越金	3,732,320	277,433	4,009,753
歳入合計		136,869,931	277,433	137,147,364

(歳出)

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		17,657,963	277,433	17,935,396
	2 徴税費	1,821,561	277,433	2,098,994
歳出合計		136,869,931	277,433	137,147,364

歳入歳出補正予算

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額
19 繰越金	3,732,320	277,433
歳入合計	136,869,931	277,433

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補特
				国庫支出金
2 総務費	17,657,963	277,433	17,935,396	
歳出合計	136,869,931	277,433	137,147,364	

# 事項別明細書

(単位 千円)

計
4,009,753
137,147,364

(単位 千円)

正 額 の 財 源 内 訳					
定 財 源					一般財源
県支出金	地 方 債	そ の 他			
		分担金負担金	使用料手数料	そ の 他	
					277,433
					277,433

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
19 繰越金	3,732,320	277,433	4,009,753
1 繰越金	3,732,320	277,433	4,009,753
1 繰越金	3,732,320	277,433	4,009,753
歳 入 合 計	136,869,931	277,433	137,147,364

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源		
				特 定 財 源		
				国県支出金	地方債	その他
2 総務費	17,657,963	277,433	17,935,396			
2 徴税费	1,821,561	277,433	2,098,994			
3 徴収費	520,989	277,433	798,422			
歳 出 合 計	136,869,931	277,433	137,147,364			

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1 前年度繰越金	277,433	01 繰越金 277,433

(単位 千円)

内 訳	節		説明
	区分	金額	
一般財源			
277,433			
277,433			
277,433	23 償還金利息 及び割引料	277,433	01 市税等徴収費 277,433 02 過年度市税等還付金及び還付加算金 277,433
277,433			